

9. 創業支援資金

(1) 融資の種類及び対象

創業等支援融資	<p>優れた事業計画に基づいて創業する創業者で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>④上記①～③の創業等を行った後5年を経過しないもの</p> <p>⑤その他、制度要綱で定めるもの</p>
再挑戦支援融資	<p>事業を廃止した者又は会社解散時に役員であった者で、当該事業廃止又は解散から5年を経過しておらず、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>②事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>③事業を営んでいない個人が事業を開始して5年を経過していないもの</p> <p>④事業を営んでいない個人が設立した会社で、当該設立から5年を経過していないもの</p> <p>⑤その他、制度要綱で定めるもの</p>

(2) 融資条件

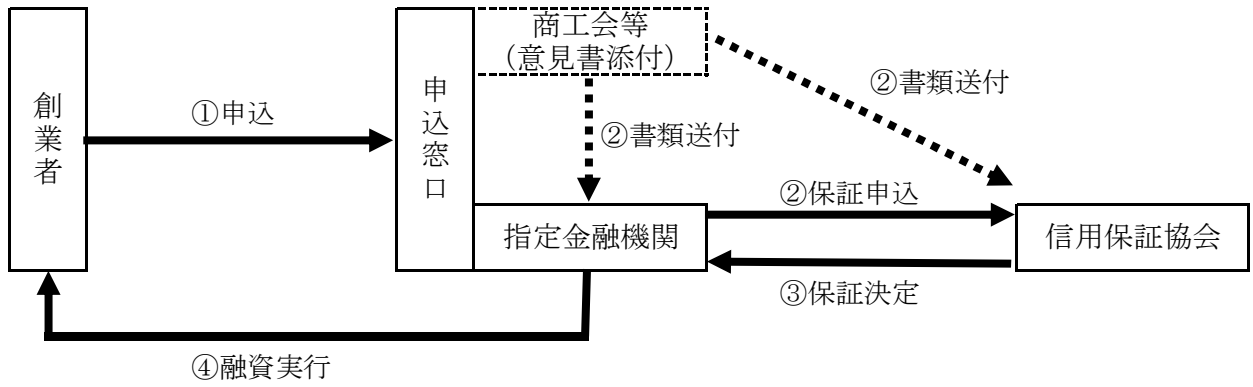
資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資
資金用途	創業等又は創業等により行う事業に直接必要となる設備資金または運転資金 (なお、新会社設立のための資本金〔株式取得資金〕は、対象となりません)	
融資限度額	3,500万円	
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内(うち据置1年以内)	
融資利率	特別利率F (7年まで 年1.60% 10年まで 年1.80%)	
保証料率	年0.35% ※大分県信用保証協会の割引後の保証料率	
返済方法	原則として毎月均等返済	
担保等	保証人については、原則として法人代表者を除いて徴求しないこととする。担保については、必要に応じて徴求する。	
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会	
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行	

資金名称	創業等支援融資	再挑戦支援融資
個別必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・創業計画書※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・再挑戦計画書※ ・協会所定の資格要件申告書 ・本件により求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、協会所定の経営計画書

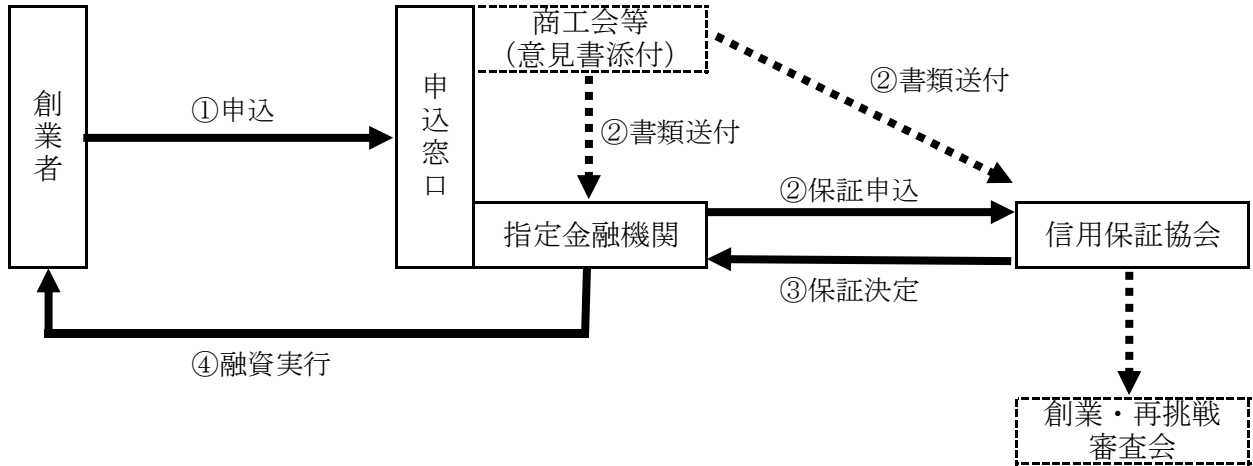
※既に創業し事業を開始している者は、様式1-2の通知書による

(3) 融資の流れ

ア) 創業等支援融資



イ)再挑戦支援融資



※求償権消滅保証の申込を同時に行う場合は、創業・再挑戦審査会に付議されます。